

平成 23 年 12 月 22 日
国 土 交 通 省
九 州 地 方 整 備 局
鹿 児 島 国 道 事 務 所

大規模災害時の応援に関する協定の締結について ～鹿児島市が九州地方整備局と協定を締結します～

国土交通省 九州地方整備局長と鹿児島市は、災害対策基本法第 77 条に関して、国土交通省所管施設*（直轄施設を除く）に大規模な災害（暴風、豪雨、豪雪、洪水、高潮、地震、津波、噴火等による社会的な影響が大きい重大な自然災害）が発生し、または発生するおそれがある場合の応援に関する内容等を定め、被害の拡大や二次災害の防止を目的とし、大規模災害時の応援に関する協定を以下のとおり締結します。

本協定では大規模災害時における応援の内容、被災状況の連絡及び現地情報連絡員の派遣、応援の実施、応援要請の手続き、応援要請の手続きができない場合の応援、経費の負担、平常時の連絡、その他について規定しています。

これにより、災害時の支援を整備局へ要請する場合の相手先や、様式、具体的な内容等について明文化されるため、大規模な災害時であっても整備局と市が直接やりとりすることによって、迅速な応援要請や緊急時対応が可能となる効果が期待されます。

また、支援の主旨や方法、役割の分担（費用負担）等について、平常時より共通認識を持つことにより、相互の連携・支援がより円滑に進むことも期待されます。

※国土交通省所管の市の道路、河川、砂防、及び港湾施設などが適用対象となる。（指定行政機関の長等の応急措置）

1. 日時・場所 鹿児島市 平成 23 年 12 月 27 日（火）15 時 00 分～
鹿児島市役所 副市長室 （鹿児島市山下町 1-1-1）
2. 取 材 公開
3. 内 容 調印式
調印者 鹿児島市長（代理：副市長）

九州地方整備局長（代理：鹿児島国道事務所長、
大隅河川国道事務所長、鹿児島港湾・空港整備事務所長）

問い合わせ先

国土交通省 九州地方整備局 鹿児島国道事務所

技術副所長 岩山 順一

防災情報課長 野口 和洋

代 表 （099）216-3111

参 考

災害対策基本法抜粋

第七十七条 指定行政機関の長及び指定地方行政機関の長は、災害が発生し、又はまさに発生しようとしているときは、法令又は防災計画の定めるところにより、その所掌事務に係る応急措置をすみやかに実施するとともに、都道府県及び市町村の実施する応急措置が的確かつ円滑に行なわれるようにするため、必要な施策を講じなければならない。

2 前項の場合において、応急措置を実施するため必要があると認めるときは、指定行政機関の長及び指定地方行政機関の長は、都道府県知事、市町村長又は指定公共機関若しくは指定地方公共機関に対し、応急措置の実施を要請し、又は指示することができる。

指定地方行政機関一覧（平成19年10月1日内閣府告示第634号）

沖縄総合事務局、管区警察局、総合通信局、沖縄総合通信事務所、財務局、水戸原子力事務所、地方厚生局、都道府県労働局、地方農政局、北海道農政事務所、森林管理局、経済産業局、産業保安監督部、那覇産業保安監督事務所、**地方整備局**、北海道開発局、地方運輸局、地方航空局、管区气象台、沖縄气象台、管区海上保安本部、地方環境事務所、地方防衛局

鹿児島県内での協定締結状況（16市8町）

締結日	市町村名
H23. 8. 17	さつま町
	伊佐市
H23. 8. 18	薩摩川内市
	湧水町
H23. 9. 6	いちき串木野市
H23. 9. 7	南さつま市
H23. 9. 14	日置市
	鹿屋市
	志布志市
	曾於市
	垂水市
	大崎町
	東串良町
	肝属町
	錦江町
	南大隅町
H23. 9. 30	姶良市
H23.10. 3	阿久根市
	長島町
	出水市
H23.10. 5	枕崎市
	南九州市
	指宿市
H23.10. 31	霧島市